

『学生支援緊急給付金』(2次募集)申請について

5月19日閣議決定されました『学生支援緊急給付金』(2次募集)についてのお知らせです。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による世帯収入・アルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に、緊急で現金を支給する事業です。以下の《支給対象者の要件》に該当し、申請を希望する場合は、**7月18日(土)まで**に関係書類を学生支援担当窓口へ提出してください。1次募集で推薦されなかった学生も申請できますが、再度書類(様式1・2)を提出してもらう必要があります。

1次募集で給付金を受給した学生は、今回の2次募集は対象外です。

また、申請にあたり、偽りその他不正の手段により学生支援緊急給付金を受給することはあるまじき行為です。万が一**虚偽申請があれば大学としても学生指導の観点から、調査を行う**可能性もあり、採用され入金があったとしても返金を求められることがあります。学生としての自覚と責任をもって申請してください。

《支給対象者の要件》

以下の①～⑥すべてを満たす者

- ①家庭から、年間150万円以上(授業料を含む)の仕送りを受けていない
- ②原則として自宅外通学者
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤コロナ感染症の影響で2020年1月以降、アルバイト収入が前月比50%以上減少している
- ⑥既存制度について、**以下の1)～5)のうちいずれかを満たす者**
 - 1)高等教育の修学支援新制度第Ⅰ区分受給者(第一種奨学金とは異なります)
 - 2)高等教育の修学支援新制度第Ⅱ区分または第Ⅲ区分受給者で、第一種奨学金限度利用者又は利用予定者
 - 3)高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者で、第一種奨学金限度利用者又は利用予定者
 - 4)第一種奨学金限度額利用者又は利用予定者
 - 5)民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者

《支給金額》

- 住民税非課税世帯の学生 20万円
- 上記以外の学生 10万円

《申請方法》 *様式1・2は教学部学生支援担当にあります。

以下の書類を教学部学生支援担当窓口へ持参してください

1. 学生支援緊急給付金申請書(*様式1)及び必要書類
※住民税非課税世帯は『住民税非課税証明書』を必ず提出してください
2. 誓約書(*様式2)
※⑥5)に✓した場合は、その支援制度の名称及び申請状況を様式1の「申し送り事項」欄に明記してください
3. 自宅外通学を証明する書類(賃貸契約書のコピー等)
4. アルバイト給与減少前後の給与明細コピー又は該当ページの通帳コピー(2020年1月～6月まで)

なお、大学ごとに推薦枠がありますので、申請しても対象とならないことがありますので注意してください。

《問い合わせ先》

大阪体育大学 教学部学生支援担当 緊急給付金係
TEL 072-453-7024 Email gakuseishien.users@ouhs.ac.jp

以上